

第2回社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会

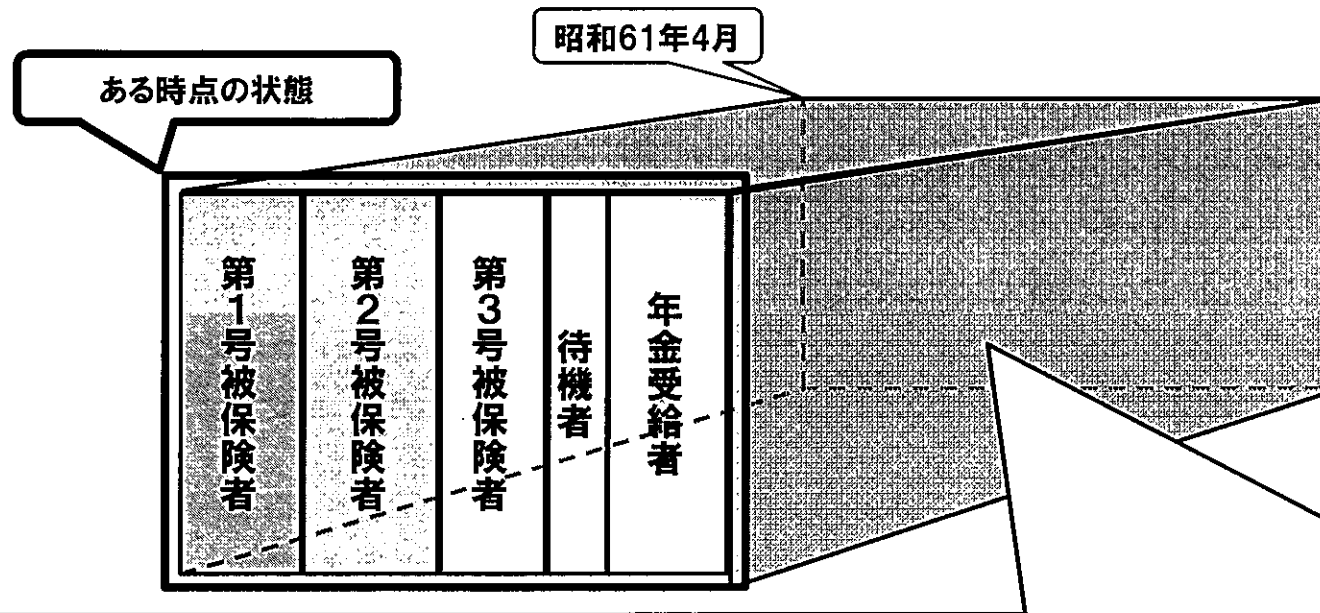
平成23年4月11日

資料2

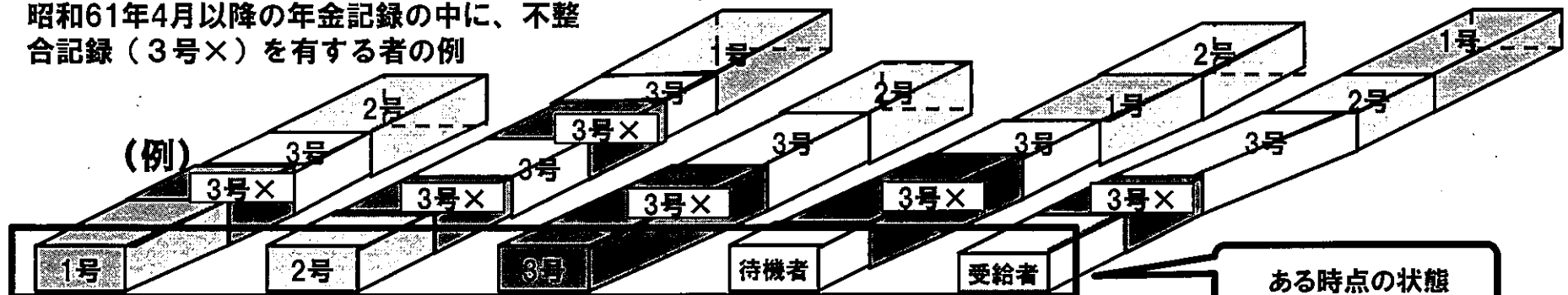
第1回特別部会における委員の依頼資料

本人と配偶者との間で不整合となっている記録を有する者のイメージ

- 本人と配偶者との間で不整合となっている記録を有する者は、第3号被保険者制度創設時(昭和61年4月)から現在までの間のいずれか一部の期間が不整合となっているものであり、現在の状態が第3号被保険者に限られているわけではない。
- すなわち、不整合記録を有している者を、現時点でみると、第1号～第3号被保険者である者、60歳を超えて待機者である者、すでに年金を受給している者など、様々な状態の者が含まれている。



昭和61年4月以降の年金記録の中に、不整合記録(3号×)を有する者の例



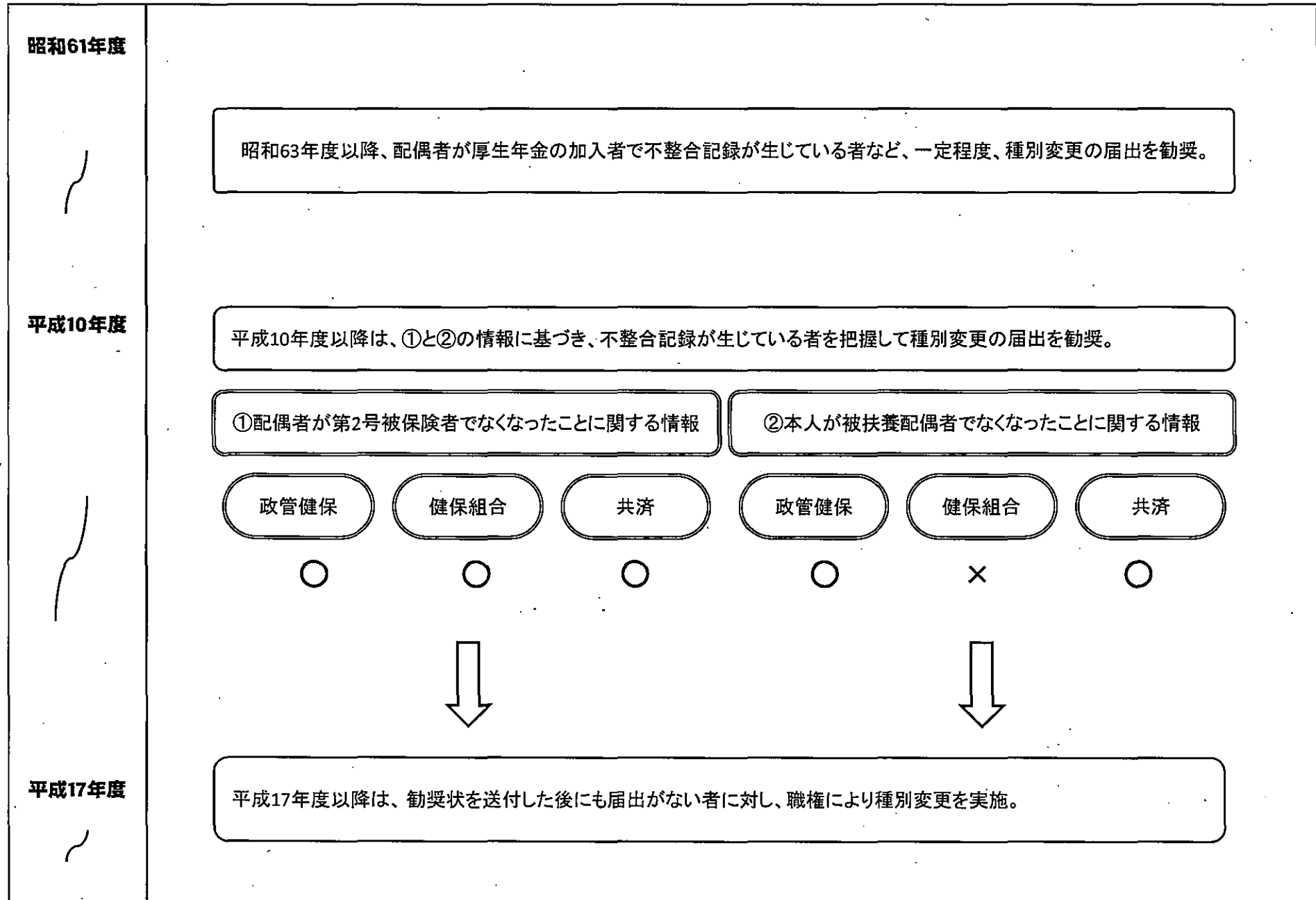
3号不整合記録が生じているケースのイメージ（実例ではない）

ケース	本来の手続	不整合が生じる原因
(ケース1) 夫(会社員) が脱サラ	<p>① 夫 2号(会社員) ⇒ 1号(国年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社が年金機構へ2号の喪失を届出、その後、夫自身が市町村へ1号の届出を行う。 <p>② 妻 3号(国年) ⇒ 1号(国年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妻自身が市町村に3号から1号への届出を行う。 	<p>③ 妻 3号(国年) → 3号(届出漏れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金の手続に気づかず市町村への届出を行わなかった場合、年金機構は3号のまま管理。
(ケース2) 夫(会社員) が定年退職 (妻は60歳未満)	<p>① 夫 2号(会社員) 喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社が年金機構へ2号の喪失を提出。夫は60歳に達し、年金の被保険者ではなくなる。 <p>② 妻 3号(国年) ⇒ 1号(国年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妻自身が市町村に3号から1号の届出を行う。 	<p>③ 妻 3号(国年) → 3号(届出漏れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫の退職後も、生活実態は専業主婦のまま変わらないうので、届出が必要だと気づかない場合がある。 ・ 国民年金の手続に気づかず市町村への届出を行わなかった場合、年金機構は3号のまま管理。
(ケース3) 夫が失業して 再就職するま での間	<p>① 夫 2号(会社員) ⇒ 1号(国年) ⇒ 2号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 失業前に在籍していた会社が年金機構に2号喪失の届出を行い、夫自身が市町村に1号の届出を行う。その後、再就職先の会社が2号の届出を行う。 <p>② 妻 3号(国年) ⇒ 1号(国年) ⇒ 3号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫が失業した段階で、妻自身が市町村に3号から1号への届出を行い、夫が再就職したときには再就職した会社が年金機構に妻の1号から3号への届出を行う。 	<p>③ 妻 3号(国年) → 3号(届出漏れ) ⇒ 3号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夫が失業しても妻は専業主婦のまま生活実態が変わらないので、届出が必要だと気づかない場合があり、失業段階で市町村へ3号から1号の届出を行わない。その後、夫の再就職先が3号への届出を行うが、本人は過去に届出が必要だったとは気づかない場合がある。
(ケース4) 夫が中途退職 して健康保険 の任意継続に 加入	<p>① 夫 2号(会社員) ⇒ 1号(国年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社が年金機構へ2号の喪失を届出、その後、夫自身が市町村へ1号の届出を行う。なお、健康保険の任意継続被保険者(夫が健保へ任意継続の申請)となっている。 <p>② 妻 3号(国年) ⇒ 1号(国年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妻自身が市町村へ3号から1号への届出を行う。なお、医療保険は健保の任意継続のため健康保険の被扶養者のまま。 	<p>③ 妻 3号(国年) → 3号(届出漏れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険で被扶養者のままであることもあり、年金の手続が必要であると気づかない場合があり、市町村への届出を行わなかった場合、年金機構は3号のまま管理。
(ケース5) 妻が働いて年 収130万円を 超える	<p>① 夫 2号(会社員)</p> <p>② 妻 3号(国年) ⇒ 1号(国年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妻の収入が増加(年収130万超)し、扶養から外れるため、妻自身が市町村へ3号から1号への届出を行う(夫の会社を通じて医療保険者に対しても被扶養者でなくなった旨の届出が必要)。 	<p>③ 妻 3号(国年) → 3号(届出漏れ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険の扶養を外れる手続を行ったことで、年金の手続も同時に行ったと勘違いする場合がある。市町村へ届出を行わなかった場合、年金機構は3号のまま管理。 ・ 年収130万円を超える場合、扶養を外れることとなるが、健康保険も含め手続をしない場合がある。

(備考) 1. ケース1～4については、平成10年からは共済組合も含め夫の2号資格喪失情報をもとに妻に届出を勧奨し、平成17年からは勧奨しても届出がない場合に職権による種別変更を行っている。

2. ケース5については、政管健保と共済組合からは、「夫の扶養を外れた」旨の情報を得て、上記と同様に届出勧奨や職権種別変更を行ってきている。

第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更に係る届出勧奨等の取組



※住所が不明である方(勧奨状を送付しても返戻される方等)には、勧奨も職権による種別変更も行えていない。

被保険者資格の得喪及び届出関係条文等

1. 資格の取得及び喪失について

- 被保険者資格（区分は法第7条）については、客観的な事実に基づき取得するものであって、届出により、資格の得喪の効果が生じるものではない。（法第8条）
- 裁判例においても同様の考え方がなされている。

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する二十歳以上六十歳未満の者であつて次号及び第三号のいずれにも該当しないもの（被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの（以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。）を受けることができる者を除く。以下「第一号被保険者」という。）
- 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「第二号被保険者」という。）
- 三 第二号被保険者の配偶者であつて主として第二号被保険者の収入により生計を維持するもの（第二号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち二十歳以上六十歳未満のもの（以下「第三号被保険者」という。）

第八条 前条の規定による被保険者は、同条第一項第二号及び第三号のいずれにも該当しない者については第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つた日に、二十歳未満の者又は六十歳以上の者については第四号に該当するに至つた日に、その他の者については同号又は第五号のいずれかに該当するに至つた日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

- 一 二十歳に達したとき。
- 二 日本国内に住所を有するに至つたとき。
- 三 被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなつたとき。
- 四 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者の資格を取得したとき。
- 五 被扶養配偶者となつたとき。

(参考：被保険者資格の取得に関する解説及び裁判例)

<有泉亨・中野徹雄『国民年金法』昭和58年>

国民年金においては、法律で定める一定の事実が発生したときに、必然的に被保険者の資格を取得する。したがって、客観的に見て、7条に規定するところの被保険者たる要件に該当している者は、12条に規定する資格取得の手続をとらなくても、法律上は当然に被保険者となるはずであるが、そうした事実関係を保険者が個別に正確に把握できるはずもなく、実際には、13条の規定に基づいて国民年金手帳が被保険者に交付されてはじめて保険料の納付義務が具体化している。

<昭和57年9月22日 東京地裁判決>

被保険者のする資格の得喪に関する事項の市町村長に対する届出（〔国年〕法12条1項）は、国民年金が多数の国民に関することであり、保険者の側で被保険者資格の得喪を職権で把握することが著しく困難であるから、事務を適正・迅速に行うため被保険者において既に生じた資格の取得・喪失の事実を通知する手続に過ぎず、それが市町村長により受理（同条4項）されても、これらにより被保険者の資格の得喪の効果が生じるものではないといわなければならない。

<昭和63年2月25日 東京地裁判決>

国民年金の被保険者資格の得喪に関する事由はいずれも客観的に確定しうるものであって、行政庁の裁量的判断の余地のないものであり、しかも、同法は、国民年金の被保険者資格の得喪を、届出の受理にかからしめていることを窺わせるに足りる規定を全く置いていないから、国民年金の被保険者資格の得喪は、同法に定める事由の発生により法律上当然に生じる。

2. 届出について

- 現行制度では、第3号被保険者の資格の取得について、配偶者の事業主経由で届け出ることとなっている。(法第12条第5項)
- また、第2号被保険者又は第3号被保険者から第1号被保険者への種別の変更については、本人が市町村に届け出ることとなっている。(法第12条第1項)
- なお、平成14年改正前は、第3号被保険者の資格の取得について、配偶者の事業主経由ではなく、本人が市町村に届けることとなっていた。(旧法第12条第1項)

国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）

第十二条 被保険者（第三号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

2 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。

3 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條までの規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九條の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。

4 市町村長は、第一項又は第二項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、厚生労働大臣にこれを報告しなければならない。

5 第三号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、厚生年金保険法の被保険者である第二号被保険者の被扶養配偶者である第三号被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である第二号被保険者の被扶養配偶者である第三号被保険者にあつては、その配偶者である第二号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。

7～9 （略）

(参考：平成14年改正前の規定)

第十二条 被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。

- 2 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、被保険者に代つて、前項の届出をすることができる。
- 3 社会保険庁長官が指定する共済組合又は日本私立学校振興・共催事業団は、厚生労働省令の定めるところにより、当該共済組合の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である第二被保険者の被扶養配偶者である第三号被保険者に代つて、第一項の届出をすることができる。
- 4 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第二十二條から第二十四條までの規定による届出があつたとき（当該届出に係る書面に同法第二十九條の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第一項の規定による届出があつたものとみなす。
- 5 市町村長は、第一項から第三項までの規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。